



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

- 医療法施行規則の一部を改正する省令（同五〇）
- 保健師助産師看護師法施行規則等の一部を改正する省令（同五一）
- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令（経済産業二一）

告  
三

- (政令)

〔當令〕

  - 國会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令(六五)
  - 厚生労働省組織令の一部を改正する政令(六六)
  - 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(六七)
  - 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(六八)
  - 消費生活用製品安全法施行令の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(六九)
  - 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働四八)
  - 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令(同四九)
  - 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働四八)
  - 医療法第四十二条の二第一項第五号に規定する厚生労働大臣が定める基準を定める件(同一一九)
  - 医療法施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件(同一二〇)
  - 医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告することができる事項の一部を改正する件(同一二一)
  - 輸出貿易管理令別表第三の二の規定により經濟産業大臣が定める貨物の一部を改正する件(經濟産業四八)
  - 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第一項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、經濟産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物の一部を改正する件(同四九)

○厚生労働省令第五十号  
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第十五条第三項、第三十条の四第七項、第四十一条の二第一項第六号並びに第五十二条第一項及び第二項並びに医療法施行令（昭和二十三年政令第二百二十六号）第五条の五の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
る。

厚生労働大臣　舛添　要二

「第四章の二」  
医療計  
第四章の三、

を「第一条の十一第一

「放射線發生裝置」<sup>6</sup> 中「第十五條第1

つ繰り下り、第一回の

二号」を「第一」十四条

回條第一項中「第」一

第十一項中「第」

同條第二項中第一二十四

〔雪  
令〕

第三十条の二の次に次の二条を加える。

(診療用粒子線照射装置の防護)  
第三十条の二(一) 前条の規定は、診療用粒子線照射装置について準用する。この場合において、同

第三十一条の五の次に次の二条を加える。  
第一条中「発生管」とあるのは「照射管」と、同条第三号中「発生時」とあるのは「照射時」と、同条第四号中「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」とあるのは「診療用粒子線照射装置使用室」と、「発生を」とあるのは「照射を」と読み替えるものとする。

(診療用粒子線照射装置使用室)  
第三十条の五の一 前条の規定は、診療用粒子線照射装置使用室について準用する。この場合において、同条第二号中「発生時」とあるのは、「照射時」と読み替えるものとする。

第三十一条の十四の表診療用高エネルギー放射線発生装置の使用の項の次に次の項を加える。  
第三十一条の十四の表診療用高エネルギー放射線発生装置の使用の項の次に次の項を加える。

## 診療用粒子線照射装置の使用 診療用粒子線照射装置使用室

第三十条の十八第一項及び第三十一条の二十一中「診療用高エネルギー放射線発生装置」の下に「診療用粒子線照射装置」を加える。

「診療用粒子線照射装置」を、「診療用高エネルギー放射線発生装置使用室」の下に、「診療用粒子

「診療用高エネルギー放射線発線照射装置使用室」を加え、同条第一項第三号の表放射線の量の項目中「診療用粒子線照射装置使用室」の下に「診療用粒子線照射装置使用室」を加える。

第三十一条の二十三第一項の表診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の項の次に次の項を加え。

## 診療用粒子線照射装置使用室

「第一二三号の第一項集中治療院を一二三病院等に於ける同項第二二四号の第一項集中治療院又は新生児集中治療院に係るものに限る。」を削り、同項第十三号中の「やがて」と「生後六ヶ月以内に於ける」を削り、

第三十二条の三十三の次に次の章名を付する。  
第三十二条の三十三の次に「附則」を付す。

**第四章の二 医療従事者の確保等に関する施策等**  
**第三十条の三十五の次に次の一条を加える。**

**(社会医療法人の認定要件)**  
第三十一条の三十五の二 法第四十一条の二第一項第六号に規定する公的な運営に関する厚生労働省令

て定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。  
一、当該医療法人の運営について、次のいずれにも該当すること。

イ　口　当該医療法人の理事の定数は六人以上とし、監事の定数は二人以上とする。  
当該医療法人が社団である医療法人である場合にあつては当該社団である医療法人の理事及

ひ監事は社員総会の決議によつて、当該医療法人が財团である医療法人である場合にあつては当該財團である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によつて選任されること。

ハ  
当該医療法人が財團である医療法人である場合にあつては、当該医療法人の評議員は理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱すること。

二  
他の同一の団体（民法第三十四条の規定により設立された法人その他これに準ずるもの（以下「公益法人等」という。）を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接

な関係にある理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とすること。

第三十条の三十六の見出しを「(社会医療法人に係る認定の申請事項)」に改め、同条第一項第一号中「申請時の直近に終了した」を「法第四十二条の二第一項第五号の厚生労働大臣が定める基準に係る」に、「法第四十二条の二第一項第五号」を「同号」に改める。

第三十条の三十七第一項中「昭和三十一年法律第二十六号」を削る。

第三十三条の二中「説明する書類」の下に「第三十条の三十五の第一項第一号ホに規定する支給の基準を定めた書類及び同条第二項に規定する保有する資産の明細表」を加える。

第三十三条の二十第一項、第三十三条の二十二及び第三十三条の二十三第一項の規定中「法第五十四条の七において」の下に「読み替えて」を加える。

別表第一第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)を次のように改める。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する資格の種類として厚生労働大臣が定めるもの及びその種類毎の人数

別表第二中「第二十四条第二号」を「第二十四条第三号」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

##### (経過措置)

第二条 この省令の施行の日から二年間は、医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、同表第二の項第一号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に定める事項については、この省令による改正前の同号イ(1)、ロ(1)及びハ(1)に定める事項とすることができる。

第三条 この省令の施行の際、この省令による改正後の医療法施行規則第二十四条第二号に規定する診療用粒子線照射装置を現に備えている病院又は診療所の管理者は、同令第二十五条の二の規定により準用する同令第二十五条の規定にかかわらず、この省令の施行後一月以内に、医療法施行規則第二十五条の二の規定により準用する同令第二十五条各号に掲げる事項を病院又は診療所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

## 新旧対照条文

○「医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する特定の病床等の特例について」(平成10年7月24日厚生省健康政策局指導課長通知)

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>各都道府県衛生主管部(局)長 殿</p> <p>厚生省健康政策局指導課長</p> <p>医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する 特定の病床等の特例について</p> <p>(中略)</p> <p>記</p> <p>第1 一般的留意事項 (略)</p> <p>第2 個別留意事項</p> <p>1 第1号関係</p> <p>(1) 「専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う<u>病院又は診療所</u>」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。</p> <p>① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する<u>病院又は診療所</u>（以下「病院等」という。）であること。</p> <p>② 当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する<u>病院等</u>であること。</p>	<p>各都道府県衛生主管部(局)長 殿</p> <p>厚生省健康政策局指導課長</p> <p>医療法施行規則第30条の32の2第1項に規定する 特定の病床等の特例について</p> <p>(中略)</p> <p>記</p> <p>第1 一般的留意事項 (略)</p> <p>第2 個別留意事項</p> <p>1 第1号関係</p> <p>(1) 「専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う<u>病院</u>」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。</p> <p>① 当該疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する<u>病院</u>であること。</p> <p>② 当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する<u>病院</u>であること。</p>

③ 当該疾患を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院等であること。

④ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。

⑤ 研修室、視聴覚機器等、当該疾患に関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院等であること。

(2) 「これに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所」とは、前記(1)に示した病院等の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をもつものであること。

(3) 特例の対象となる病床は、(1)に該当する病院等の病床であって当該疾患に係る病床に限るものであること。又は(2)に該当する病院等の病床のうち、当該病院等が所在する地域に高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している場合の高度ながん診療又は循環器疾患診療に係る病床に限るものであること。

(4) 「高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院の当該機能」とは、次に掲げる医療機能のいずれかに該当するものであること。

① 進行悪性腫瘍の集学的治療、進行悪性腫瘍の手術、骨髄移植、リニアックによる放射線治療等

② 開心術、冠動脈バイパス手術、大血管手術、経皮的冠動脈形成術、血管内手術、脳卒中急性期の集学的治療、脳動脈瘤根治術等

## 2 第2号関係

(1) 「専ら小児疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所」とは、次に掲げる事項のいずれにも該

③ 当該疾患を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院であること。

④ 組織的な病歴管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。

⑤ 研修室、視聴覚機器等、当該疾患に関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院であること。

(2) 「これに準ずる機能及び性格を有する病院」とは、前記(1)に示した病院の機能と同等の機能を有する特定の部門の病床をもつものであること。

(3) 特例の対象となる病床は、(1)に該当する病院の病床であって当該疾患に係る病床に限るものであること。又は(2)に該当する病院の病床のうち、当該病院が所在する地域に高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している場合の高度ながん診療又は循環器疾患診療に係る病床に限るものであること。

(4) 「高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院の当該機能」とは、次に掲げる医療機能のいずれかに該当するものであること。

① 進行悪性腫瘍の集学的治療、進行悪性腫瘍の手術、骨髄移植、リニアックによる放射線治療等

② 開心術、冠動脈バイパス手術、大血管手術、経皮的冠動脈形成術、血管内手術、脳卒中急性期の集学的治療、脳動脈瘤根治術等

## 2 第2号関係

(1) 「専ら小児疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院」とは、次に掲げる事項のいずれにも該当するもの